

「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例

（通称：景観支障防止条例）及び施行規則改正案」に対するご意見の募集

和歌山県は、空き家率が10.1%（全国3位）と高率となっており、これらの空き家の一部は、適切な維持管理がなされず廃墟となり、周辺の良い景観を阻害している状況が見受けられることから、このような著しく劣悪な景観が県民の生活環境を阻害することを防止し、県民の生活に密着した景観の保全を図り、県民の生活環境の向上に寄与することを目的として、平成24年1月に「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例」を制定しました。

条例では、建築物等が廃墟とならないように最低限の規範を規定し、まず建築物所有者等の責務として適切な維持保全の努力義務を設け、適切な維持保全にあたり、建築物等の状態規制として景観支障状態（特に著しい破損、腐食等が生じている状態）にしてはならないとしています。

その後、全国的に空き家が大きな課題となっていることから、平成27年2月26日に国において、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」が施行されました。

県では、条例施行時点で既に景観支障状態となっている既存建築物等については、景観支障状態の制限の規定が適用されない建築物として扱い、景観支障除去措置の要請に基づき命令する場合は、命令によって通常生ずべき損失を補償するとしていましたが、空き家に対する社会情勢の変化を踏まえ、この規定を廃止することや法と整合図るべき点などの改正を検討しています。

つきましては、この改正案に対して県民の皆様からの幅広いご意見やご提案を募集します。今後、皆様からお寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を進め、景観支障防止条例及び施行規則の改正を行います。

○公表資料

- ・和歌山県景観支障防止条例及び施行規則の改正の方針について
- ・（参考資料1）景観支障防止条例（現行）
- ・（参考資料2）景観支障防止条例施行規則（現行）
- ・（参考資料3）空家等対策の推進に関する特別措置法

○資料の閲覧方法

- ・県のホームページ
和歌山県のホームページから閲覧、ダウンロードすることができます。（PDF形式）
(http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/pubcom_shisyokaisei/ikennbosyu.html)
- ・県の機関への備え付け
県庁都市政策課（県庁南別館10階）、和歌山県情報公開コーナー（県庁本館2階）
各振興局建設部総務調整課（串本建設部においては総務管理課）

○募集期間

平成27年4月22日（水）～平成27年5月8日（金）

○ご意見の提出方法

住所、氏名を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください（様式は問いません）。

なお、ご意見等の概要を公表する際には住所、氏名は公表しません。

電子メール keikan@pref.wakayama.lg.jp

郵送 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班

ファックス 073(441)3232

〈問い合わせ先〉

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班

和歌山市小松原通一丁目1番地 電話 073(441)3228 担当（岩橋、前山）